

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>私は「反対」理由は「これ」を変えたら「食べる」が「食べられなくなる」から。</p>	<p>【回答1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>絶対反対！基準を厳しくする項目は少しだけで、多くの項目で基準を緩く変更など言語道断！</p> <p>日本はすでに添加物大国であり農薬大国。他の国はオーガニックが進む中、なぜ日本は世界と逆行するのか？隣の韓国でも子どもの給食は全国的にオーガニックになっているのに！おかしい！</p>	<p>【回答2】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>《場所》 別紙（イソピラザム）.xlsx</p> <p>PDF 1P目 レタス</p> <p>PDF 6P目 レタス、にら、</p> <p>PDF 9P目 パセリ、みつば、その他のせり科野菜</p> <p>PDF 11P目 はくさい、えんどう</p> <p>PDF 12P目 セロリ</p> <p>PDF 13P目 牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓</p> <p>牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓</p> <p>牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分</p> <p>鶏の肝臓</p> <p>PDF 14P目 その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分。</p> <p>PDF 16P目 ホップ</p> <p>《意見》 基準値案で新設される項目や、大幅に緩和される項目については、そうする理由を個別（件別）に提示（記載）をして頂くのは、どうか。</p>	<p>【回答3】</p> <p>残留基準設定の根拠は、御意見募集の際に関連資料として掲載した「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料（令和4年9月16日開催）」のとおりです。</p> <p>なお、御指摘いただいた食品については以下のとおり残留基準を設定していますので御参照ください。</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び</p>

《理由》明確な理由があると、消費者も納得し易いと、思うから。よろしく、願います。

妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf>

PDF 1P 目及びPDF 6P 目のレタス、にら、PDF 9P 目のパセリ、みつば及びその他のせり科野菜の残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。

PDF11P 目のはくさい、PDF12P 目のセロリ、PDF13P 目の牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の肝臓、PDF14P 目のその他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分の残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき基準値を設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。

PDF11P 目のえんどう及びPDF16P 目のホップの残留基準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正 令和元年10月30日付け生食発1030第1号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも輸入される可能性のある食品については、海外における作物残留試験結果等を参考に設定して

		<p>います。</p> <p>食品中の残留農薬等の基準設定については、厚生労働省のホームページにおいても紹介しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/index.html</p> <p>今後とも、残留基準設定の考え方を含め、よりわかりやすい情報発信に努めてまいります。</p>
4	<p>【意見4】</p> <p>承認農薬成分数約600種、補助農薬成分約1,200種、添加物約830種、遺伝子組換え食品系400種、遺伝子組換え飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。</p> <p>にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にある・・・。FAO/WHOでは、・・・複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。「確立されていないからこそ、確立されるまで一律禁止」にすべきではないか？</p> <p>一律禁止ができないなら、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p>【回答4】</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR (FAO/WHO合同残留農薬専門家会議) やJECFA (FAO/WHO合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARFD) の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差 (人種、健康状態、生活状況、年齢等) を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p>